

4) 鹿 児 島 県

さんご漁業現況調査

昭和57年2月現在

年		54	55	56	備考
項目					
知事許可隻数		11 (隻)	8 ₍₃₎ (隻)	5 ₍₂₎ (隻)	(うち試験許可)
稼動隻数		9 (隻)	7 (隻)	5 (隻)	
採取量	総計	770.1 (kg)	821.5 (kg)	687.9 (kg)	
	うち白さんご	—	—	—	
	桃色さんご	95.2	3	483.1	
	赤さんご	669.6	818.5	159	
	その他	5.3		45.8	
水揚げ金額	総計	135,450 (千円)	147,320 (千円)	148,300 (千円) (見込を含む)	
	うち白さんご				
	桃色さんご	不明	不明		
	赤さんご				
	その他				

その他参考となるべき事項

(1) 許可方針等

別紙1

(2) 許可船の所属都県別内訳

本県船のみ

(3) 許可船の規模別内訳

0～5トン……2隻

56年5隻 5～10トン……2隻

15～20トン……1隻

(4) 主漁場概略図

別紙2

別 紙 1

さんご（深海さんご）漁業の許可等 に 関 す る 取 扱 方 針

さんご漁業の許可及び許可については鹿児島県漁業調整規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この方針に定めるところによる。

（許可対象者）

1. 許可の対象者は、原則として奄美群島内の漁業協同組合員であって、現に漁業を営み若しくは、漁業に従事している者で、さんご漁業を自ら営む能力があると認められる者とする。

ただし、申請する場合は、所属する漁業協同組合の推薦のあった者に限る。

（許可の期間）

2. 許可の期間は、当分の間1年以内とする。

（許可対象船）

3. 使用する漁船は原則として、総トン数20トン未満とする。

（操業区域）

4. 北緯29度以南の名瀬市及び大島郡の地先海面とし、共同漁業権区域内の海域は除く。

ただし、漁業調整上必要があるときは、許可区域内における操業等について条件を付す場合がある。

（制限又は条件）

5. 一本釣漁業等の操業を妨げてはならない。

（その他）

6. 使用漁船は、別に定める標旗を掲げるとともに、規則第13条に基づく許可番号の表示を両げんの見やすい場所にしなければならない。

(2) 許可を受けた者は、毎月の操業実績を翌月5日まで、別紙様式により鹿児島県大島支庁長に報告しなければならない。

附 則

1. この方針は、昭和51年8月25日から適用する。

別 紙

さんご（深海さんご）漁業操業
実 績 報 告 書

昭和 年 月 日

鹿児島県大島支庁

支庁長

殿

住 所

氏 名

㊟

このことについて、昭和 年 月 日から同年同月 日までの実績を下記のとおり報告します。

記

1. 使 用 漁 船

登 録 番 号	船 名	ト ン 数	馬 力

2. 乗 組 員

名

3. 操 業 日 数

日

4. 1日平均の操業回数

回

5. 使 用 漁 具 数

1回の曳網数

束

6. 水 揚 高

区 分					計
数 量					
金 額					(円)

さんご漁業（試験操業）許可等の取扱方針

1. 目 的

北緯 29 度以北の本県海域（以下「鹿児島海域」という。）におけるさんご資源の分布状況を明らかにし、今後の本県さんご漁業の可能性を判定する基礎資料を得るため試験操業を実施する。

2. 許可対象者

本県（ただし奄美群島を除く。）の漁業協同組合の組合員であって次の各号に該当する者

- (1) 当該漁業に経験を有する者
- (2) 試験操業を希望する者で関係漁協長の推せんを得た者

3. 許可対象漁船

- (1) 本県の船籍を有するもので 15 トン未満の漁船
- (2) 許可隻数は、鹿児島海域全体で 10 隻を限度とする。

4. 許可期間

許可の日から 1 年とする。

5. 操業区域

鹿児島海域とし、共同漁業権の区域及び次に掲げる区域を除く。

- (1) 北緯 29 度の線及び北緯 30 度の線と東経 129 度の線及び東経 130 度の線で囲まれる海域
- (2) 種子島東方海域のうち点イ、点ハ、点ホ、点ニ、点ロ、を結ぶ直線によって囲まれる海域

点イ : 休ノ鼻

点ロ : 竹崎燈台

点ハ : 点イより 60 度 24 海里の点

点ニ : 点ロより 230 度 25 海里の点

点ホ : 点ロより 170 度 20 海里の点

6. 制限又は条件

- (1) 一本釣漁業等の操業を妨げてはならない。
- (2) 日没から日の出までは操業してはならない。
- (3) 使用漁船は、別に定める標旗を揚げるとともに、規則第 13 条に基づく許可番号を両舷の見やすい場所に表示しなければならない。
- (4) 許可を受けた者は、毎月の操業実績を翌月 5 日までに別紙様式により知事に報告しなければ

湮付近

(注) 1. 台地は、藍色の布地である。

2. 文字は、白色である。

(操業区域)

北緯 29 度以北の鹿児島県海域。ただし、共同漁業権内及び、下記海域 (別図斜線部) を除く。

(1) 北緯 29 度及び、北緯 30 度の線と東経 129 度及び、東経 130 度の線で囲まれる海域。

(2) 種子島東方海域のうち、次の点を順次に結んだ直線及び、陸岸によって囲まれる海域。

点イ : 休ノ鼻

点ロ : 点イより 60 度 24 海里の点

点ハ : 点ロより 170 度 20 海里の点

点ニ : 点ハより 230 度 25 海里の点

点ホ : 竹崎燈台

(3) 北緯 31 度及び、北緯 31 度 30 分の線と東経 129 度 20 分及び、東経 129 度 50 分の線で囲まれる海域のうち、200 メートル等深線で囲まれる海域。

(制限または条件)

(1) 一本釣漁業等の操業を妨げてはならない。

(2) 日没から日の出までは操業してはならない。

(3) 使用漁船は、別に定める標旗を掲揚するとともに、規則第 13 条に基づく許可番号を両舷の見易い場所に表示しなければならない。

(4) 毎月の操業実績を翌月 5 日までに別紙様式により知事に報告しなければならない。

別紙様式

さんご漁業（試験操業）
実績報告書

昭和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所

氏 名



このことについて、昭和 年 月 日から同年同月 日までの実績を下記のとおり報告します。

記

1. 使用漁船

登録番号	船 名	トン 数	馬 力

2. 乗組員 名

3. 操業日数 日

4. 1日平均の操業回数 回

5. 使用漁具数
1回の曳網数 束

6. 水揚高

水揚月日 区分						計
数 量 (kg)						
金 額 (円)						

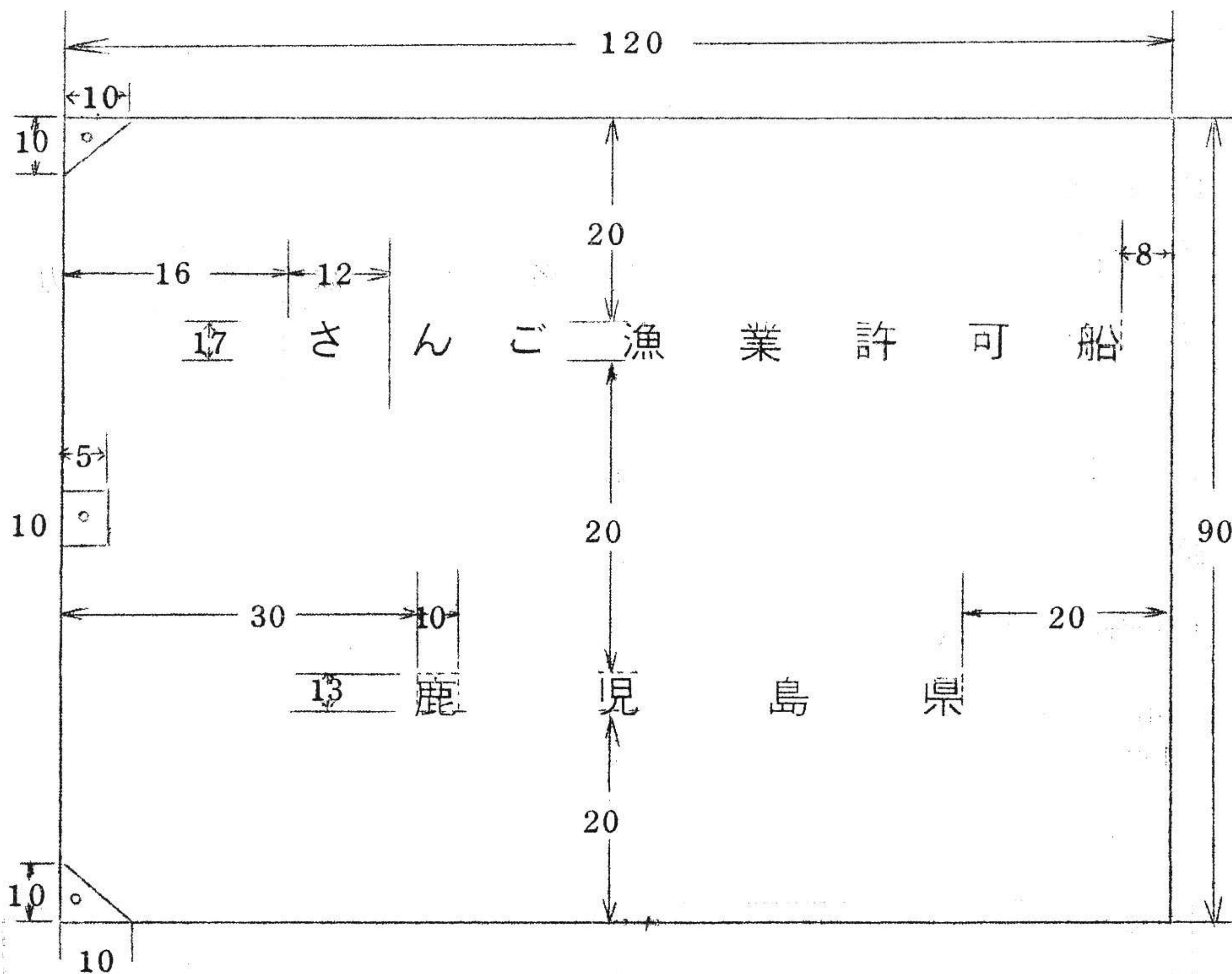
7. 操業漁場

地先から 湊付近
東経 度 分、北緯 度 分
(漁場図を添付すること)

8. その他

(注) この報告書は、翌月5日(必着)までに、鹿児島県知事(鹿児島市山下町14-50
水産商工部漁政課扱い)に提出すること。

標 旗



(注) 1. 台地は、黄色の布地である。
2. 文字は、赤色である。

別紙2

鹿児島県さんご漁場図

○ 漁場
水深100~300m

▨ 禁漁区

